

「都筑 motto いきいき元気プロジェクト」支援要綱

(目的)

第1条 「都筑 motto いきいき元気プロジェクト」支援事業(以下「当事業」という。)は、都筑区がいつまでも魅力にあふれ、安心していきいきと暮らせるまちであり続けることができる活動を支援することを目的とする。

(支援内容)

第2条 原則として、1活動への支援の上限は10万円、支援件数は10件程度とする。

(応募の単位)

第3条 当事業への応募はグループで行うものとする。

(対象となる活動)

第4条 都筑区がいつまでも魅力にあふれ、安心していきいきと暮らせるまちとなる活動

- 2 都筑区を対象として行う、ふるさとを意識した活動
- 3 グループで行い、他の団体との交流や連携等により人の輪を広げ、ステップアップをめざす活動
- 4 営利を目的とする活動、特定の政治団体、宗教団体等に関わる活動は対象としない。
- 5 市、区及び社会福祉協議会等から財政的支援を受けていない活動・グループを優先する場合があります。
- 6 過年度に支援を受けたグループの応募は妨げない。

(対象となる経費)

第5条 支援の対象となる経費は、概ね次の各号のいずれかに該当する経費とする。

- (1) 使用料・賃借料
活動を行う会場や必要な機材の使用料、賃借料
- (2) 資料印刷費
案内、チラシ、資料などの印刷にかかる費用
- (3) 通信費
案内、チラシ、資料などの郵送料
- (4) 消耗品費
資料印刷の用紙や活動に必要な物品・事務用品などの消耗品費
- (5) 人件費
講師等に対する謝金で、主催グループの構成員以外に支出するもの
- (6) 保険料
活動の実行に関する損害責任賠償保険等、その他活動の実施に必要な保険
- (7) その他
別途定める「都筑 motto いきいき元気プロジェクト」選考委員会(以下「委員会」という。)の認めるもの

(応募方法)

第6条 応募の方法は、様式1から4までの応募様式により、定められた期限までに、別途定める委員会事務局（以下「事務局」という。）へ郵送する方法によるものとする。

2 1グループからの応募は1件までとする。

(支援決定等)

第7条 支援の可否等の選考は、別途定める選考要領によって、委員会において行うものとする。

2 選考は、都筑区がもっと「元気になる活動」、「好きになる活動」、「区民の輪が広がる活動」で、「交流や連携によるステップアップをめざす活動」であることを視点に行うものとする。

3 応募者は、委員会において、応募内容のプレゼンテーションを行うものとする。

(活動報告)

第8条 活動終了後、支援を受けたグループは、概ね1ヶ月以内に様式5から7までの報告様式により、事務局に提出するものとする。

2 支援を受けたグループに対して、必要に応じて、様式7（決算書）にかかる領収書の提出を求めることができる。

3 支援を受けたグループは、活動終了後、委員会において活動報告を行うものとする。

4 委員会は、支援を受けたグループが余剰金を生じた場合においては、当該余剰金を返還させることができる。

5 支援を受けたグループが、対象となる活動を中止した場合や、支援の条件に反した場合は、支援金の全額又は一部を返還させることができる。

(成果の公表・広報)

第9条 当事業の支援を受けて行う事業に関連して印刷物又はそれに類するものを作成する場合は、別表の例により当事業から支援を受けている旨を明記すること。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、当事業の運営に必要な事項は、委員会が定める。

附 則 この要綱は、平成22年9月10日から施行する。

附 則 この要綱は、平成23年10月2日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年3月5日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年3月17日から施行する。

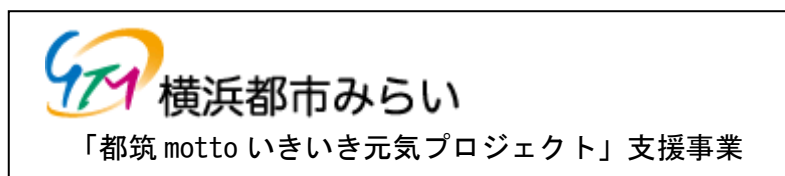
附 則 この要綱は、平成27年3月13日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(別 表)

支援要綱第9条（成果の公表・広報）に基づき、成果物等へ当事業から支援を受けている旨を、次のいずれかの方法により明記して下さい。

(1) 報告書の場合



(2) ホームページ、パンフレット、イベント用掲示物等の場合

